

取手市国民健康保険条例の改正(案)

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するものです。

改正内容(案)

- ・ 出産育児一時金の支給額を40万4千円から40万8千円に改正。

これまで被保険者が出産をする場合に出産育児一時金を40万4千円、加算金1万6千円の合わせて42万円を支払っていましたが、加算金額の根拠となる産科医療補償制度対象の医療機関に対して支払う掛金が令和4年1月1日より1万6千円から1万2千円に引き下げられることになりました。

しかしながら、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給額について42万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等の改正が行われたため、当市もそれに準じて条例を改正するものです。